

地区区民館・地域集会所 使用料の支払方法について

1 地区区民館・地域集会所利用券

令和7年10月より、すべての地区区民館・地域集会所にキャッシュレス決済機能付きの券売機を設置しました。

ご利用の際は、「地区区民館・地域集会所利用券」を購入し、施設窓口で使用料のお支払いにご使用ください。

【現金での購入について】

使用可能な現金は、硬貨（500円・100円・50円・10円）と千円札のみです。

※両替はできませんので、小銭をご用意ください。

【キャッシュレス決済について】

以下のブランドに対応しています。

種別	決済可能ブランド
電子マネー	交通系 IC(全国相互利用サービスを行っている交通系電子マネーのうち、PiTaPaを除く9種類) WAON、nanaco、iD、QUICPay、楽天Edy
クレジットカード	VISA、Master card、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、DISCOVER
QRコード	PayPay、auPAY、d払い、楽天ペイ、AEONPay、SmartCode、Alipay、WeChatPay

販売時間：午前9時～午後5時（年末年始を除く）

※夜間（午後5時～9時30分）は、施設利用がある時間帯に限り販売します。

2 その他の支払い方法

(1) 共通回数券について

令和7年10月末日をもって共通回数券の販売を終了しました。既に購入済みの共通回数券については、令和8年10月31日（金）まで使用可能です。

(2) 地区区民館をご利用の場合

地区区民館では、現金でもお支払いができます。現金での支払いは平日の午前9時から午後5時までです。なお、旭町南地区区民館は、土曜、日曜および祝休日（いずれも午前9時から午後5時まで）も現金でお支払いいただけます。

(3) 地域集会所をご利用の場合

地域集会所では、現金を取り扱っておりません。回数券や利用券での支払いが難しい場合は、予約時に納付書を発行いたします。窓口にお声掛けください。

納付書を最寄りの金融機関（銀行・郵便局等）にお持ちになり、事前にお支払いいただきます。その領収証書を利用当日にお持ちください。

3 適格請求書（インボイス）の発行について

適格請求書（インボイス）の発行をご希望の方は、ご利用になられる施設の窓口にお申し出ください。なお、ご予約時の際、事前にお申し出いただくことで、当日スムーズにお渡しすることが可能です。